

# 県外の医療機関で妊婦・産婦・乳児健康診査、

## 新生児聴覚検査を受けられる皆様へ

妊婦・産婦・乳児の健康保持・増進を図るために、妊婦・産婦・乳児健康診査・新生児聴覚検査の公費負担をしています。

里帰り出産等のため、島根県外の医療機関で妊婦・産婦・乳児健康診査・新生児聴覚検査を受診された場合、申請により、その費用の払い戻しを受けることができます。  
払い戻しの申請期限は、受診日から2年以内です。



申請に必要なもの（申請用紙は健康増進課および各行政センターにあります）

### □領収書

- 妊産婦健康診査の払い戻し：妊産婦氏名の領収書
- 乳児健康診査の払い戻し：**乳児氏名**の領収書
- 新生児聴覚検査の払い戻し：産婦または新生児氏名の領収書

### □診療明細書（自動精算機の場合も必ず受け取ってください）

### □受診票（市が交付した受診票の上半分に診査結果を記載したもの）

※健康診査結果の記載は文書料が発生する場合は省略可能です。

### □母子健康手帳

### □金融機関の口座番号のわかるもの（通帳またはキャッシュカードの写し）

- 裏面に、領収書、診療明細書及び受診票について、医療機関への注意事項があります。健康診査受診時にご担当者さまへご提示ください。
- 乳児の場合、生後1か月の健康診査は受診票を使わず自己負担で受け、1歳までの他の時期に県内で、2回受診票を利用して健康診査を受けることもできます。
- 乳児健康診査とともに医療を受けたとき（乳児湿疹で薬をもらったなど）は、子ども政策課において、乳幼児医療の払い戻し手続きもできます。
- 領収書等の内容に不明な点がある場合は、市から医療機関に確認しますので、ご了承ください。

【R6年度の払い戻しの上限】 妊婦健康診査・乳児健康診査は県内統一単価です

#### 妊婦健康診査

第1回	24,720円	第7回	9,430円
第2回	6,360円	第10回	8,540円
第3・6・8・14回	3,760円	第11回	7,460円
第4・13回	8,540円	第12回	7,590円
第5・9回	5,760円		
乳児健康診査	6,280円	産婦健康診査	5,000円
新生児聴覚検査	2,000円		

※受診日の年度により、上限額が異なる場合があります。



問い合わせ先：出雲市役所

健康増進課	母子保健係	21-6981	平田行政センター	市民サービス課	63-5780
多伎行政センター	市民サービス課	86-3111	佐田行政センター	市民サービス課	84-0118
湖陵行政センター	市民サービス課	43-1215	大社行政センター	市民サービス課	53-3116
斐川行政センター	市民サービス課	73-9112			

※裏面あり（健康診査実施医療機関ご担当者さまへ）→

## 健康診査実施医療機関ご担当者さまへ

### □領収書について

産婦と乳児の1か月健康診査の領収書は受診者氏名で別々の発行をお願いします。  
母氏名でまとめて領収書を発行する場合は、産後健診〇〇円・1か月児健診〇〇円と  
内訳の記載をお願いします。

### □診療明細書について

自動精算機の場合も、診療明細書の発行をお願いします。

### □受診票の記載について

- 産婦健康診査の結果について、「EPDS」の記載をお願いいたします。  
「赤ちゃんへの気持ち」は出雲市独自で実施しているため、省略可能です。
- 受診票に健康診査結果の記入をお願いした場合、文書料が発生する場合は、  
母子健康手帳の記載でも払い戻し可能です。

### □その他

- 領収書等の内容に不明な点がある場合は、出雲市から医療機関にご確認しますので、  
ご了承ください。
- ご不明な点等ございましたら、お手数ですが、出雲市へご連絡をお願いいたします。

#### 【お問い合わせ】

出雲市 健康増進課 母子保健係

TEL：0853-21-6981

FAX：0853-21-6965